

1 計画策定の背景・趣旨

置戸町では、平成22年4月に「自然を愛し、人にやさしいまちづくり」を将来目標に「第5次置戸町総合計画」を策定し、その中で、「安心して健やかに暮らせるまちづくり」を基本目標に、障がい者福祉施策の推進に取り組むことといたしました。

障がい者福祉施策は、障がい者の生活全般にわたり幅広く、障がいの種類、程度、生活状況によって多種多様なニーズがあり、さらに障がいの重複化、障がい者の高齢化やライフスタイルの変化などによって新たなニーズも生まれております。

これらの幅広い課題や多様なニーズに的確に対応し、障がいの有無に関わらず、すべての人が住み慣れた地域で生活を送ることができる社会の実現を目指す「ノーマライゼーション※1」の理念を実現するために、平成18年度に「置戸町障がい者計画」、平成23年度に「第2期置戸町障がい者計画」を策定し、総合的かつ計画的に障がい者福祉施策を推進してきました。

平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行されましたが、その後「国連障害者権利条約」の批准に必要な国内法の整備を図るために、平成22年12月に「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（つなぎ法）」が成立し、障害者自立支援法の大幅な見直しが行われるまでの間における利用者負担の見直しや相談支援の充実等が行われました。

その後、障害者自立支援法に替わり、制度の谷間のない支援の提供などを内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」が平成25年4月に、また、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法※2」が平成28年4月から施行されました。

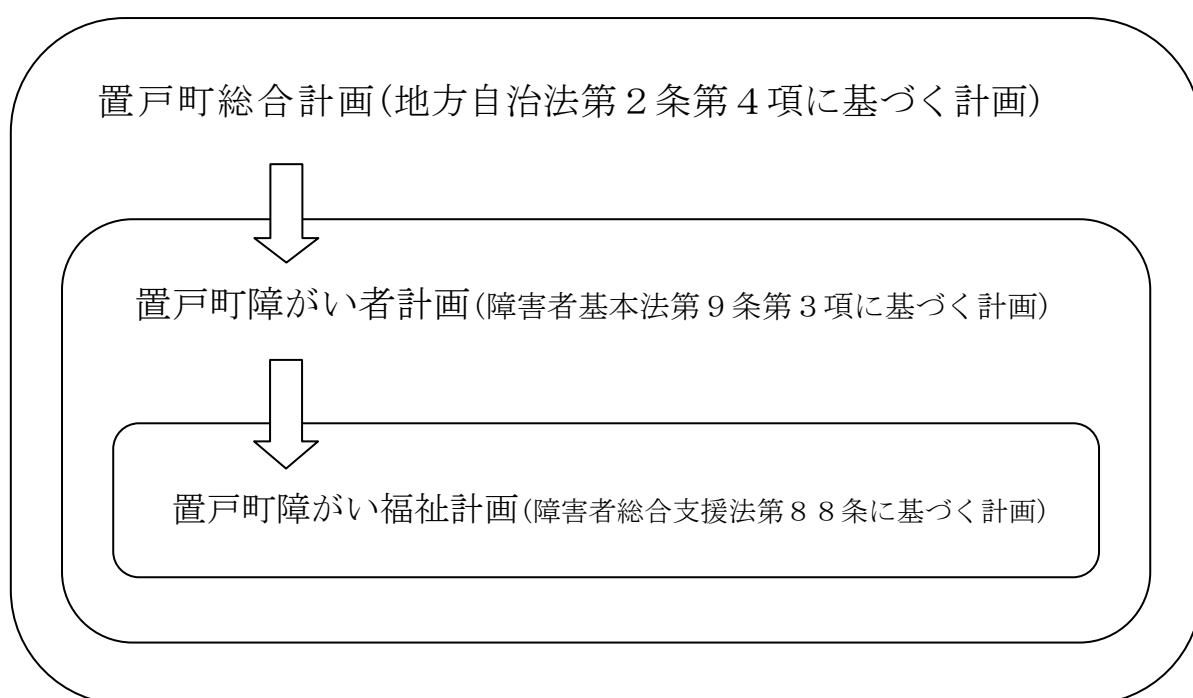
本計画は、このような障がい者福祉制度の改革や障がい者を取り巻く環境の変化等を考慮し、置戸町としての障がい者福祉施策と役割を明確に示し、さらにきめ細かく推進するために現計画を見直し、新たな視点で障がい者計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

第5次置戸町総合計画は、本町のまちづくりの根幹となる指針を綴った計画として位置づけられています。

障がい者計画は、本町の障がい者の総合的な対策を推進するための指針となる計画として位置づけられます。

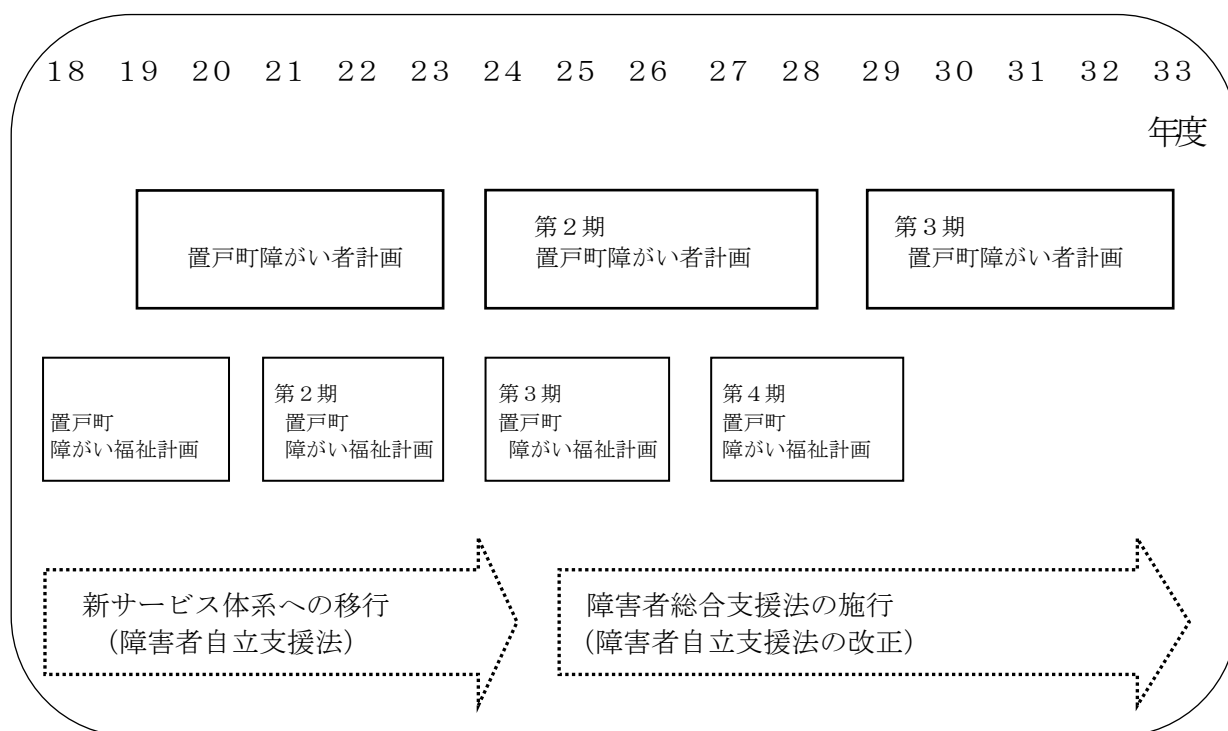
また、障がい福祉計画は、障がい者計画を上位計画として、障害者総合支援法に基づく障がい者の生活支援のための障がい福祉サービスの実施計画として位置づけられています。



3 計画期間

本計画の期間を平成29年度から平成33年度までの5年間とし、講ずべき施策の基本的な方向を盛り込みます。

この間、国や北海道の障がい者福祉施策の動向や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。



4 計画の対象者

障害者基本法では、「この法律において障害者とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されています。

本計画で対象とする障がい者は、身体障害者手帳※2、療育手帳※3、精神障害者保健福祉手帳※4 所持者だけでなく、療育の必要な児童、自閉症スペクトラム※5、高次脳機能障がい※6のある人、自立支援医療（精神通院）制度の適用を受けている人など日常生活や社会生活で支援を必要とする人、及び難病※7の人とします。

5 置戸町の現状

(1) 人口・世帯数の推移

総人口は減少を続けていますが、高齢者(65歳以上)の占める割合は増加しています。また、1世帯当たりの人員は横ばい傾向となっておりますが、依然として核家族化が進行しています。

単位：人

区分	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年
総人口	4,451	4,110	3,699	3,428	3,092
(%)	(13.8)	(11.4)	(10.9)	(10.0)	(9.3)
0～14歳	616	468	402	344	287
(%)	(62.6)	(60.3)	(55.3)	(51.9)	(48.4)
15～64歳	2,784	2,479	2,045	1,779	1,496
(%)	(23.6)	(28.3)	(33.8)	(38.1)	(42.2)
65歳以上	1,051	1,163	1,252	1,305	1,305
(%)					(0.1)
年齢不詳					4
世帯数	1,592	1,523	1,455	1,367	1,304
1世帯当たりの人員	3.0	2.7	2.5	2.5	2.4

※国勢調査資料

(2) 産業別就業人口の推移

産業別就業人口は、基幹産業である農林業の衰退で、第1・2次産業人口の大幅な減少が続いていますが、医療や福祉施設等の雇用が安定的に確保されているため、第3次就業人口の減少は比較的緩やかに推移しています。

単位：人

区分	H7年	H12年	H17年	H22年
総就業人口	2,346	2,065	1,768	1,595
(%)	(31.7)	(27.8)	(29.7)	(31.3)
第1次産業	743	573	525	499
(%)	(21.0)	(19.7)	(12.8)	(9.2)
第2次産業	494	407	227	147
(%)	(47.3)	(52.5)	(56.4)	(59.0)
第3次産業	1,109	1,085	997	941
分類不能	—	—	19	8

※国勢調査資料

6 障がい者の現状

(1) 手帳所持者数の推移

本町の各障害者手帳所持者数は、平成28年3月末で身体障害者手帳189人、療育手帳42人、精神障害者保健福祉手帳14人、合計245人で総人口の8.0%を占めています。

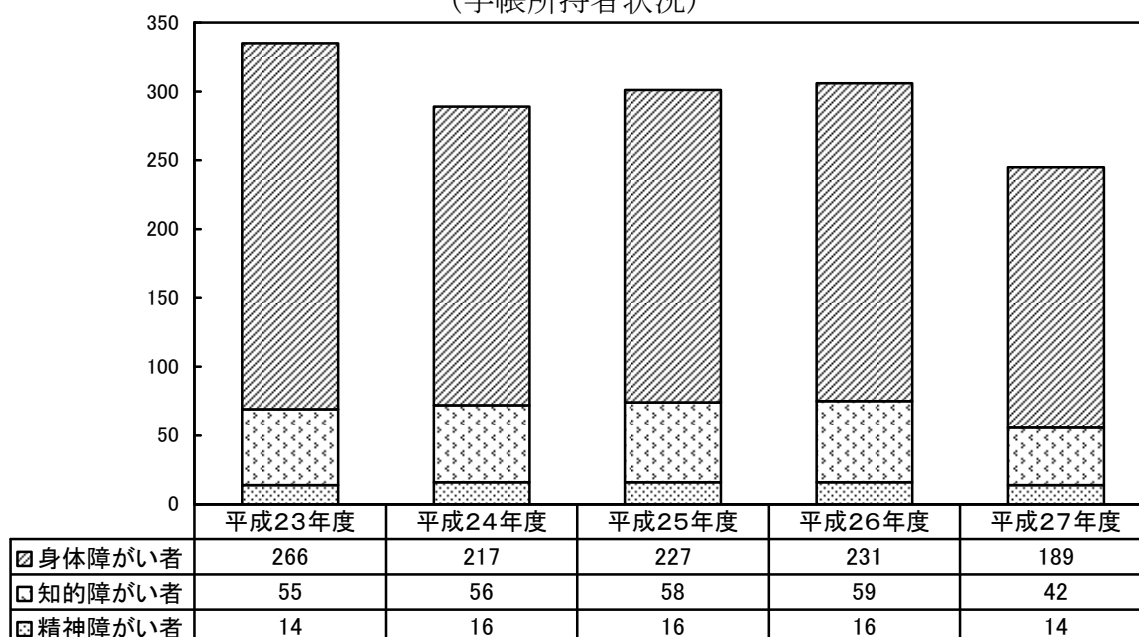
【障害者手帳交付状況】

単位：人

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
総人口	3,317	3,247	3,150	3,093	3,045
(%)	(8.0)	(6.7)	(7.2)	(7.5)	(6.2)
身体障害者手帳	266	217	227	231	189
(%)	(1.7)	(1.7)	(1.8)	(1.9)	(1.4)
療育手帳	55	56	58	59	42
精神障害者	(%)	(0.4)	(0.5)	(0.5)	(0.5)
保健福祉手帳	14	16	16	16	14
(%)	(10.1)	(8.9)	(9.6)	(9.9)	(8.0)
手帳所持者計	335	289	301	306	245

※各年度3月31日現在

(手帳所持者状況)



(2) 身体障がい者の状況

身体障害者手帳の所持者数は、平成28年3月末で189人となっており、障がい部位別内訳は「肢体不自由」の割合が最も高く59.8%を占めています。また障がい等級別では1・2級の重度障がい者が46.6%を占めています。

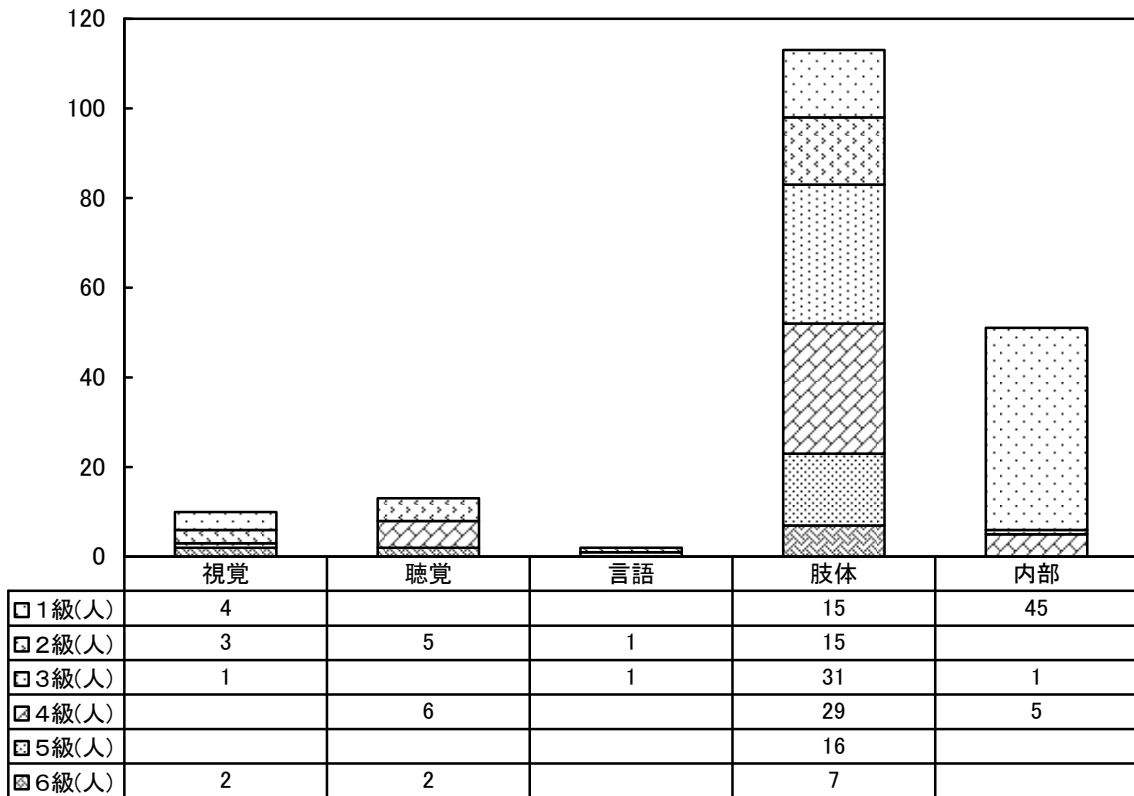
【障害等級別手帳所持者の状況】

単位：人

障がい別	年齢区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	合計
視覚	17歳以下								10
	18歳以上	4	3	1			2	10	
聴覚	17歳以下								13
	18歳以上		5		6		2	13	
言語	17歳以下								2
	18歳以上		1	1				2	
肢体	17歳以下	1						1	113
	18歳以上	14	15	31	29	16	7	112	
内部	17歳以下								51
	18歳以上	45		1	5			51	
計	17歳以下	1						1	189
	18歳以上	63	24	34	40	16	11	188	

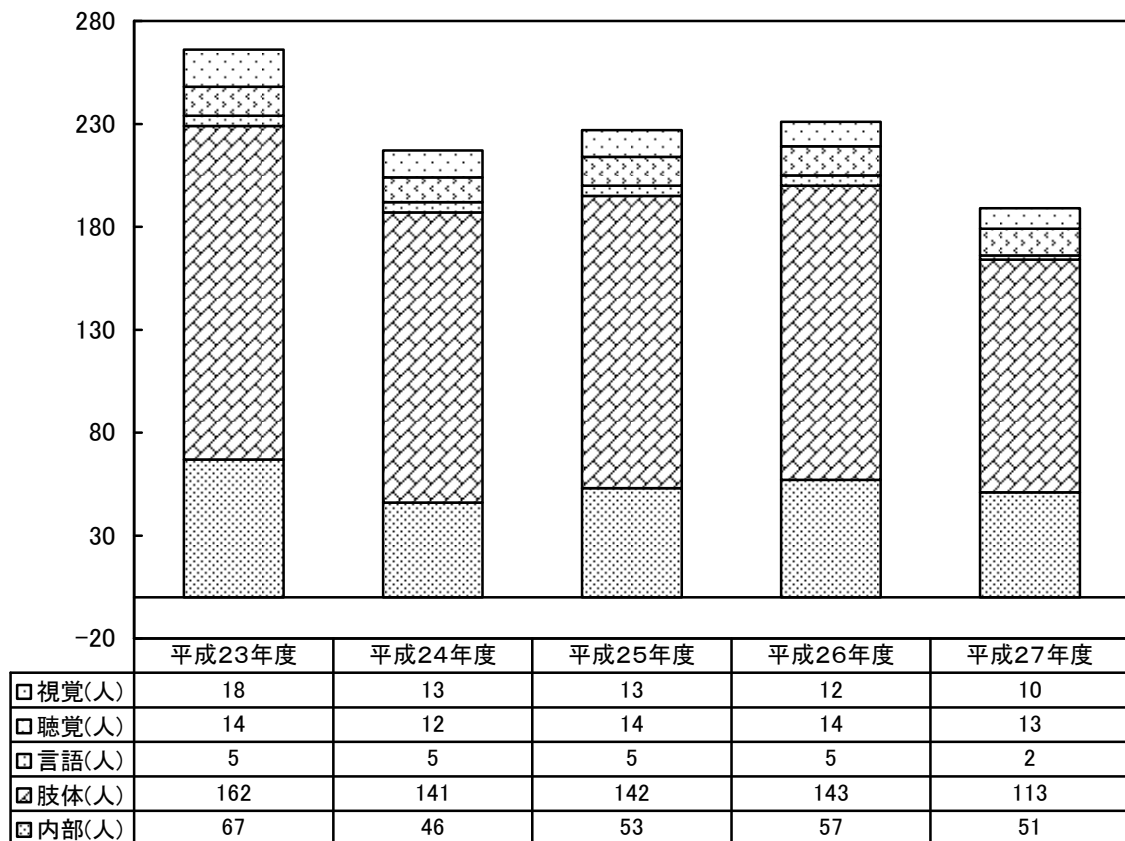
※平成28年3月末現在

(障害等級別手帳所持者の状況)



※平成 28 年 3 月末現在

(身体障害者手帳障害別交付状況)



※各年度 3 月末現在

(3) 知的障がい者の状況

療育手帳の所持者数は、平成28年3月末で42人となっており、障がい程度別では中軽度障がい者が59.5%、年齢区分別では18歳以上が73.8%、を占めています。

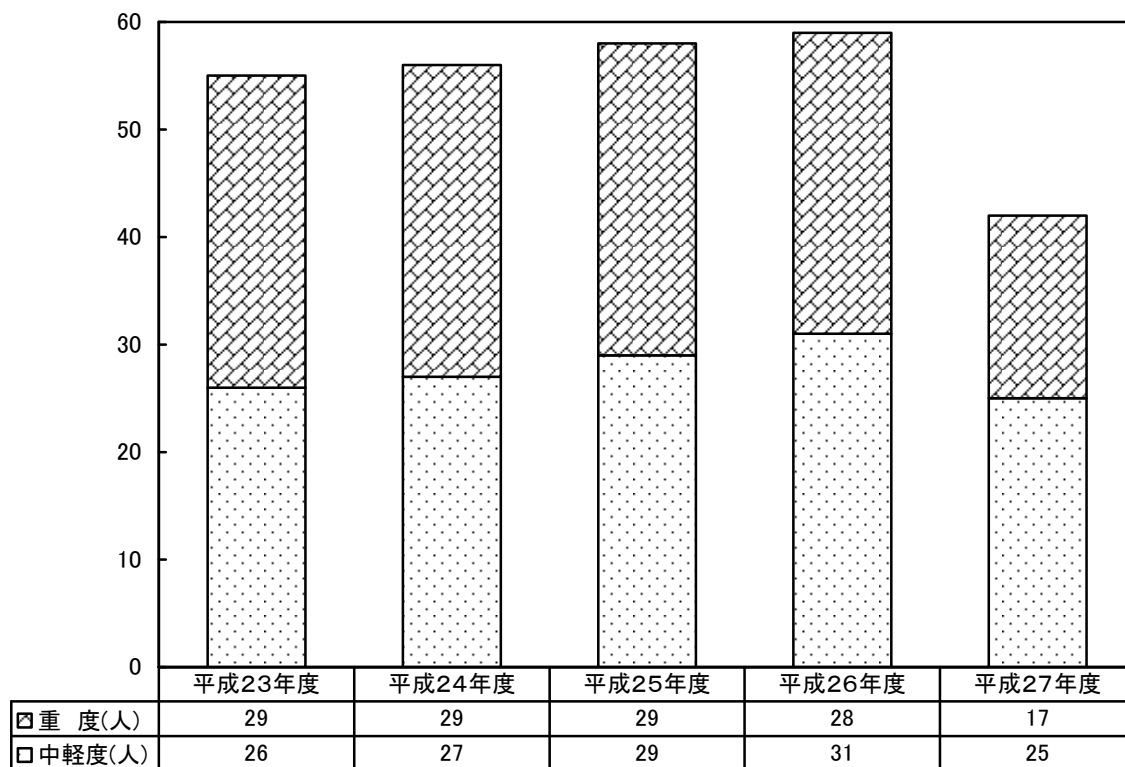
【療育手帳の所持者の状況】

単位：人

区分	重度(判定A)	中軽度(判定B)	計
18歳未満	3	8	11
18歳以上	14	17	31
計	17	25	42

※H28年3月末現在

(療育手帳交付状況)



※各年度3月末現在

(4) 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成28年3月末で14人となっています。

また、通院医療費公費負担対象者は39人で微増傾向にあります。

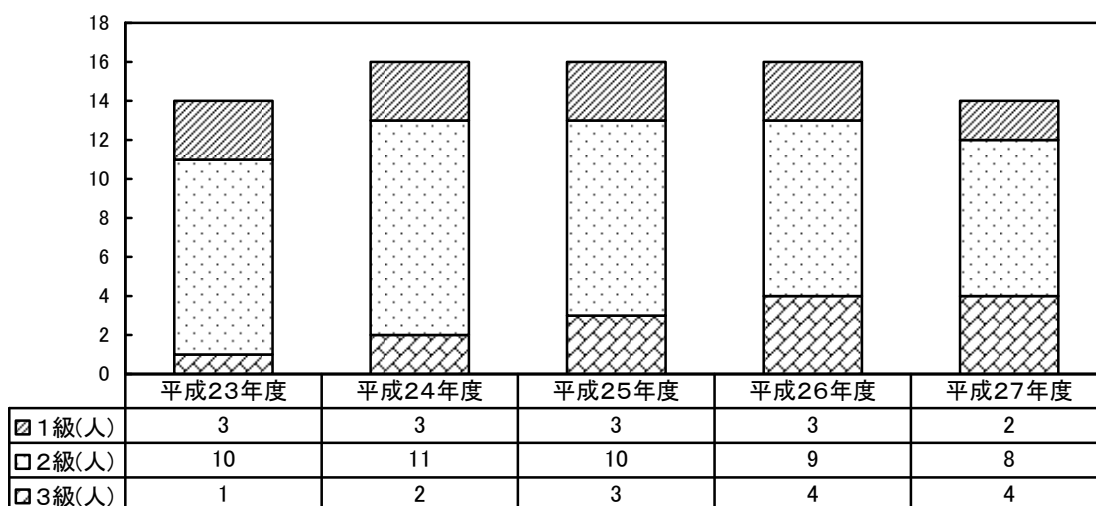
【精神障がい者の状況】

単位：人

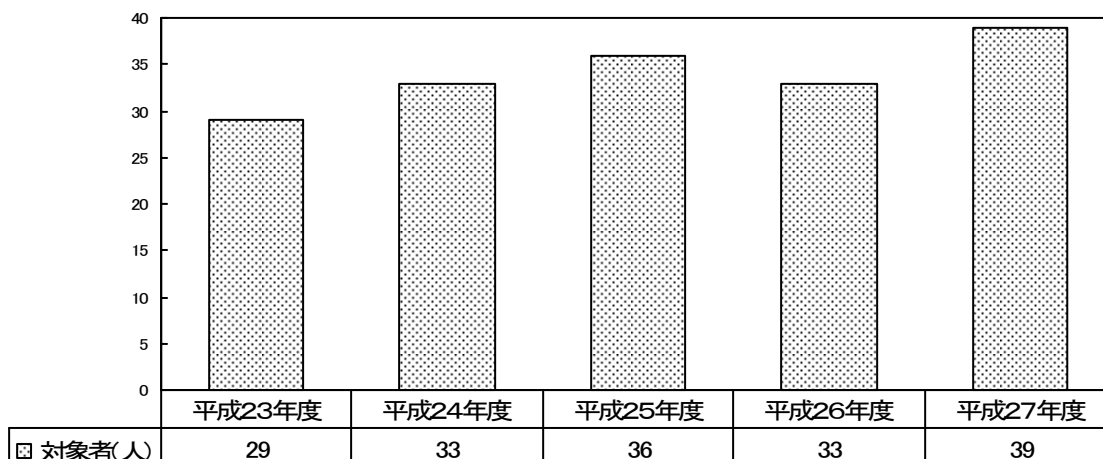
区 分	1 級	2 級	3 級	計
精神障害者保健福祉手帳所持者	2	8	4	14
通院医療費公費負担通院者	—	—	—	39

※H28年3月末現在

(精神障害者保健福祉手帳等級別交付状況)



(通院医療費公費負担対象者の状況)



7 障がい福祉サービスの現状

障がい福祉サービスについては、平成15年4月、行政がサービスの提供を決定する「措置費制度」から直接契約により利用者本位のサービスを提供する「支援費制度」に移行し、障がい者福祉サービスの利用が大きく伸びましたが、障がい種別ごとに縦割りの仕組みで分かりにくいなどの課題があったことから、平成18年4月に施行した「障害者自立支援法」によりサービスを利用する仕組みの一元化など改善が図られ、サービス利用が一層促進されました。

その後、「障がい者の権利に関する条約」の締結に必要な国内法の整備を図る必要などから、わが国の障がい者施策の総合的な改革についての議論が行われ、平成23年8月には「障害者基本法」の改正、平成24年4月には障害者自立支援法や児童福祉法の一部改正が行われ、障がい福祉サービスを利用する全ての利用者に対し、サービス等利用計画の作成が原則義務付けられたほか、制度の対象に発達障がい等が加えられました。

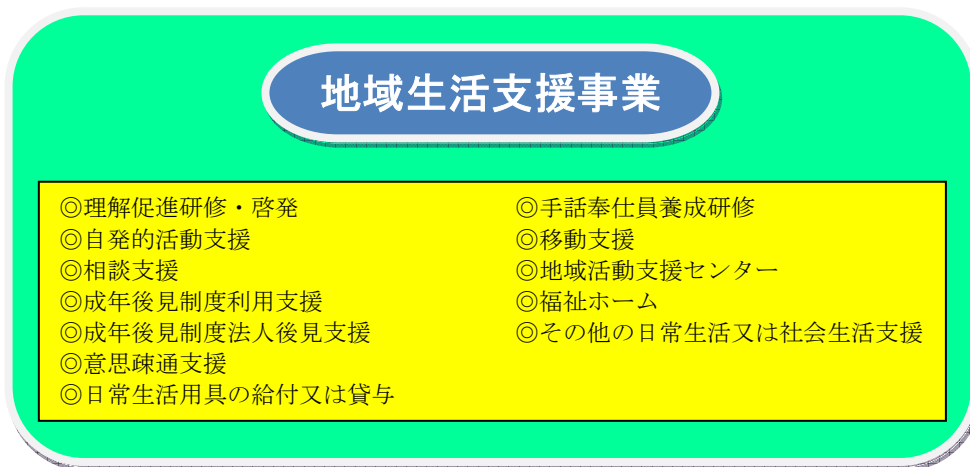
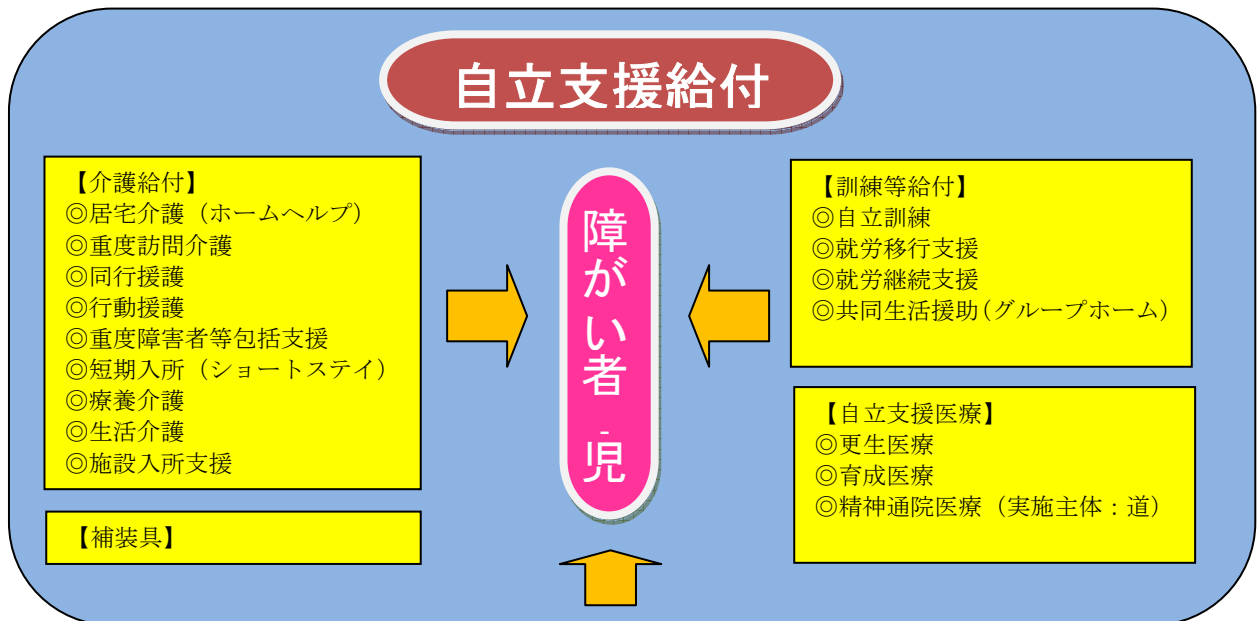
また、平成25年4月には、障害者自立支援法に替わり、「障害者総合支援法」が施行され、障がい福祉サービスの対象として難病が追加されました。また、グループホームとケアホームの一元化が行われるなど、利用者にとって制度の充実が図られました。

平成28年8月に施行された発達障害者支援法の一部改正において、「切れ目のない支援の重要性」や「関係機関との有機的な連携」などが明記され、発達障がいの特性等の理解や発達障がい者の自立及び社会参加への協力、障がい児支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が規定されました。

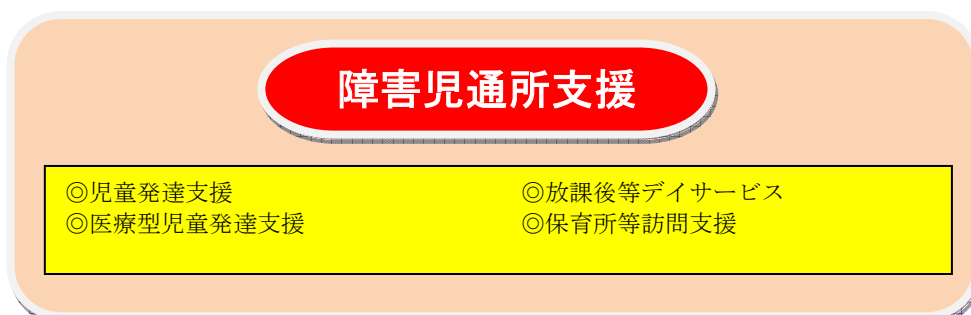
一方、障がいの有無によって分け隔てることない共生社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進するため、平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、「不当な差別的取扱いの禁止」、「合理的配慮の提供」が国や地方公共団体のみならず民間事業者等へも求められることとなりました。

障がい福祉サービスの体系

【市町村が実施する障がい者を対象としたサービス】



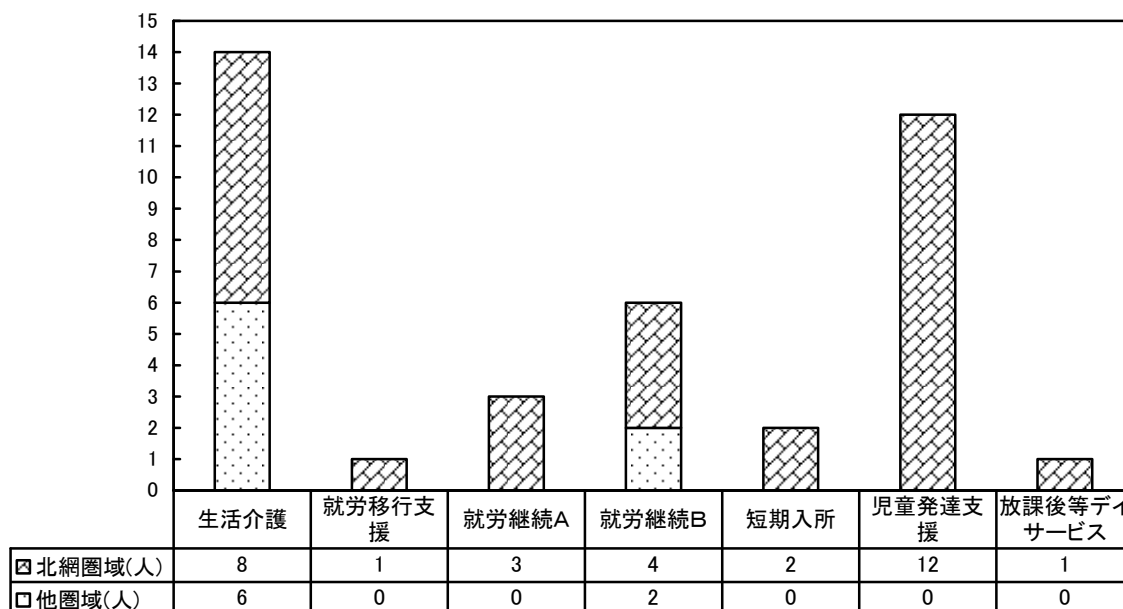
【市町村が実施する障がい児を対象としたサービス】



(1) 日中活動系サービスの利用状況

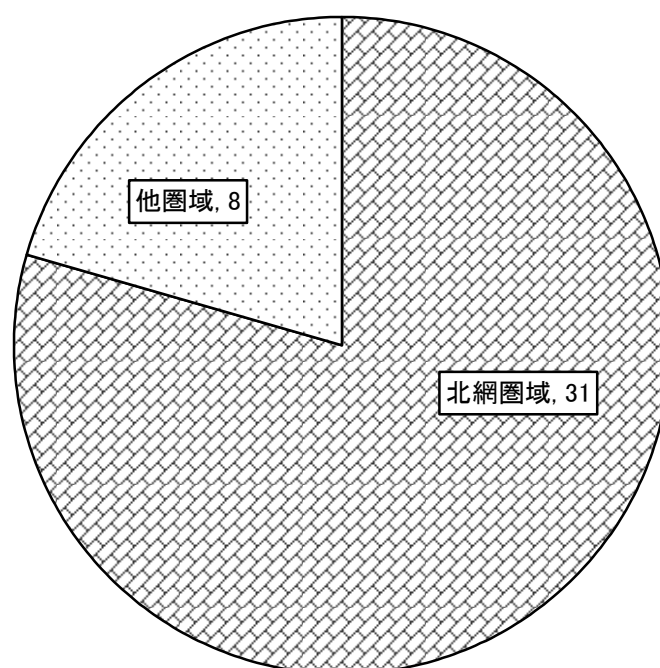
日中活動系サービス利用者は、平成28年3月末現在、自立支援給付が延べ26名で、障害児通所支援の利用者については、延べ13名となっています。

圏域別の利用状況については、北網圏域が79.5%、他圏域が20.5%となっています。



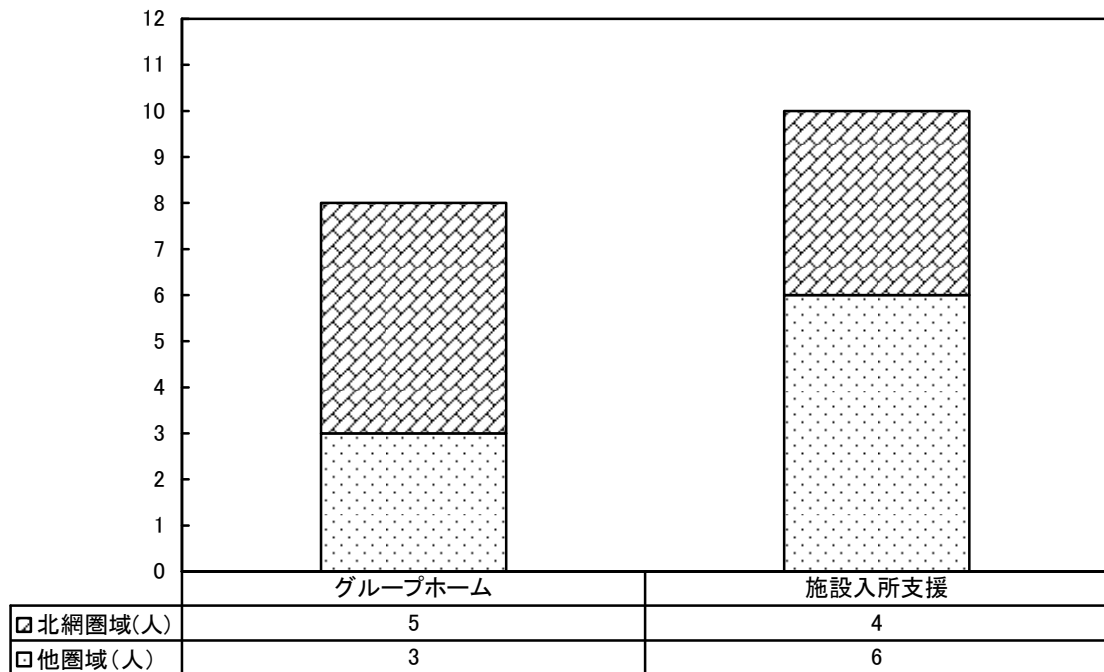
※「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」については、児童福祉法に規定する障害児通所支援。

(日中活動系サービス利用状況～圏域別)

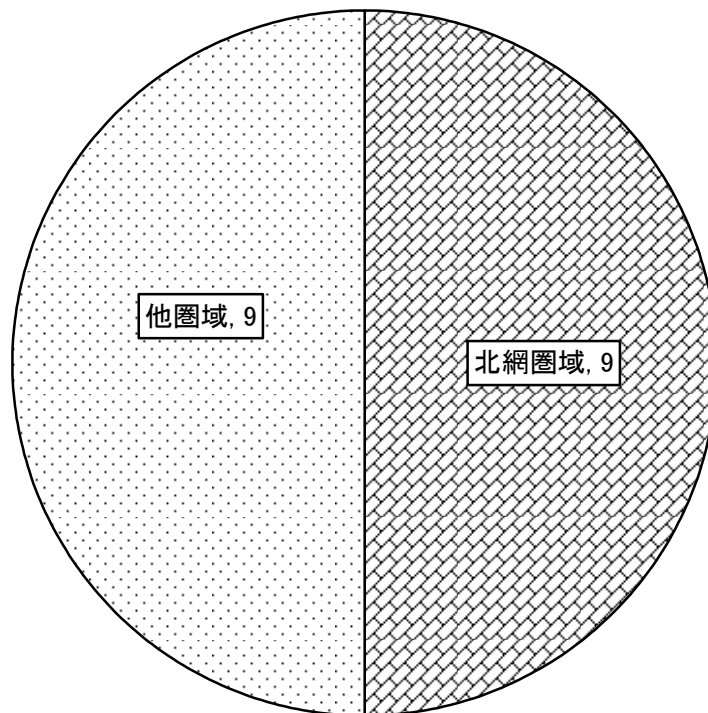


(2) 居住系サービスの利用状況

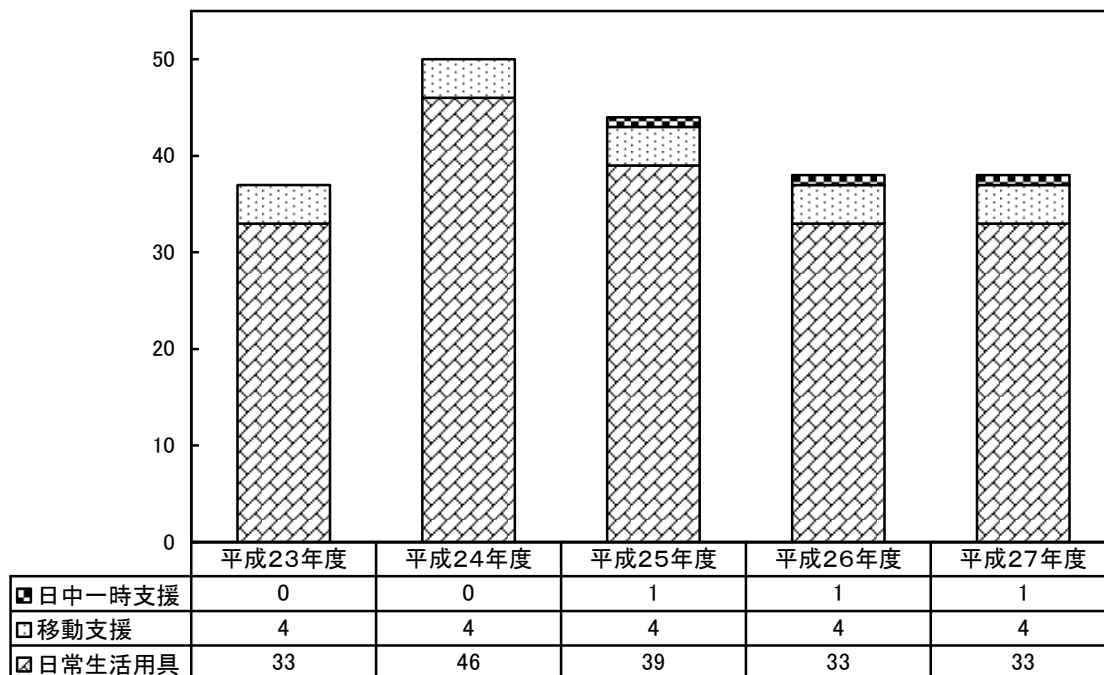
居住系サービス利用者は、平成28年3月末現在18名で、北網圏域、他圏域ともに50.0%となっています。



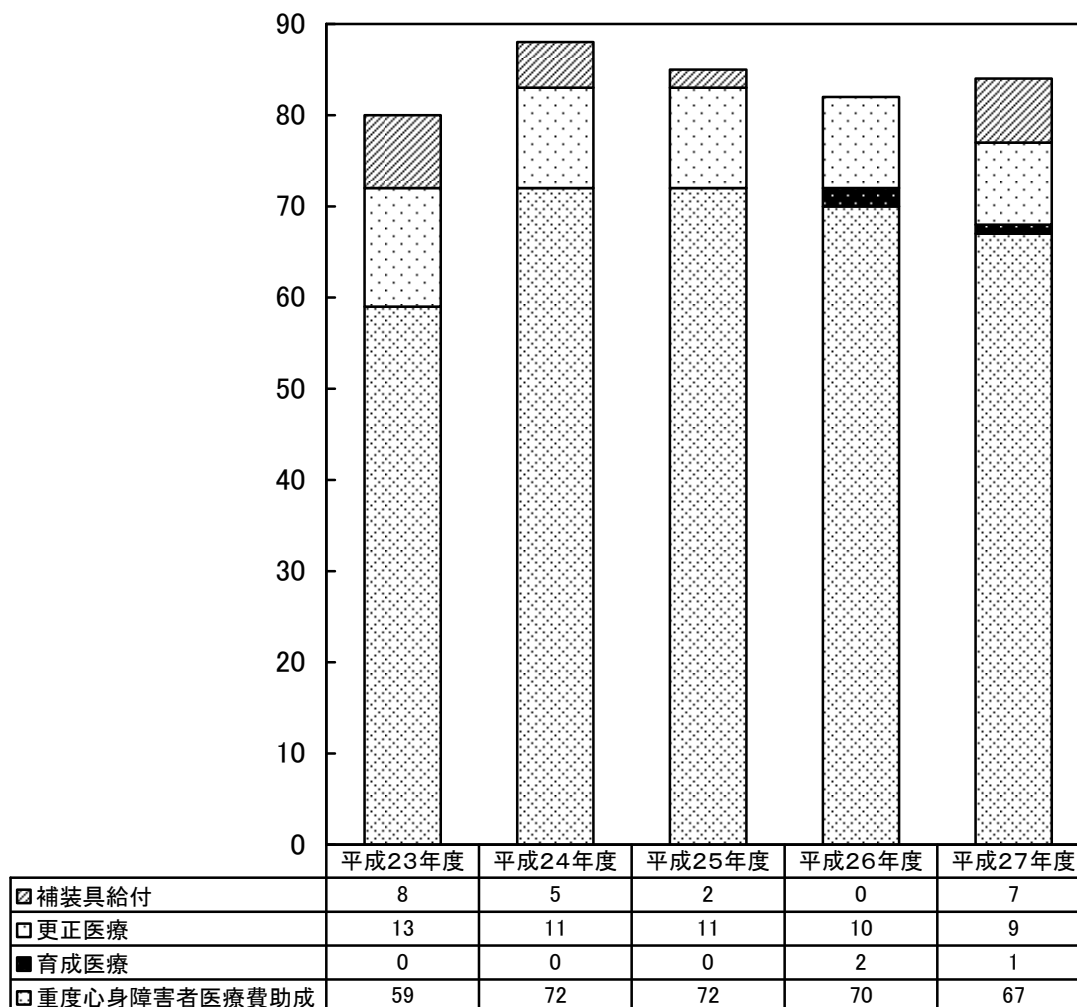
(居住系サービスの利用状況～圏域別)



(3) 地域生活支援事業の利用状況

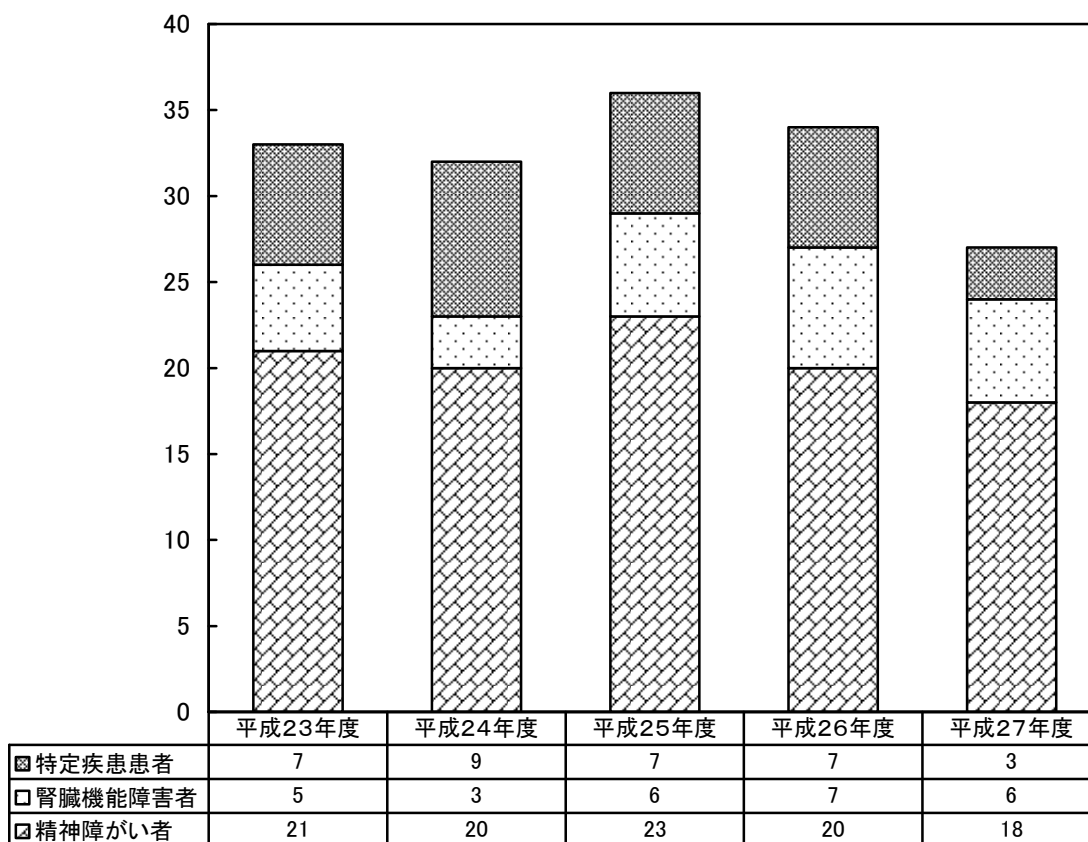


(4) その他の障がい福祉サービスの利用状況

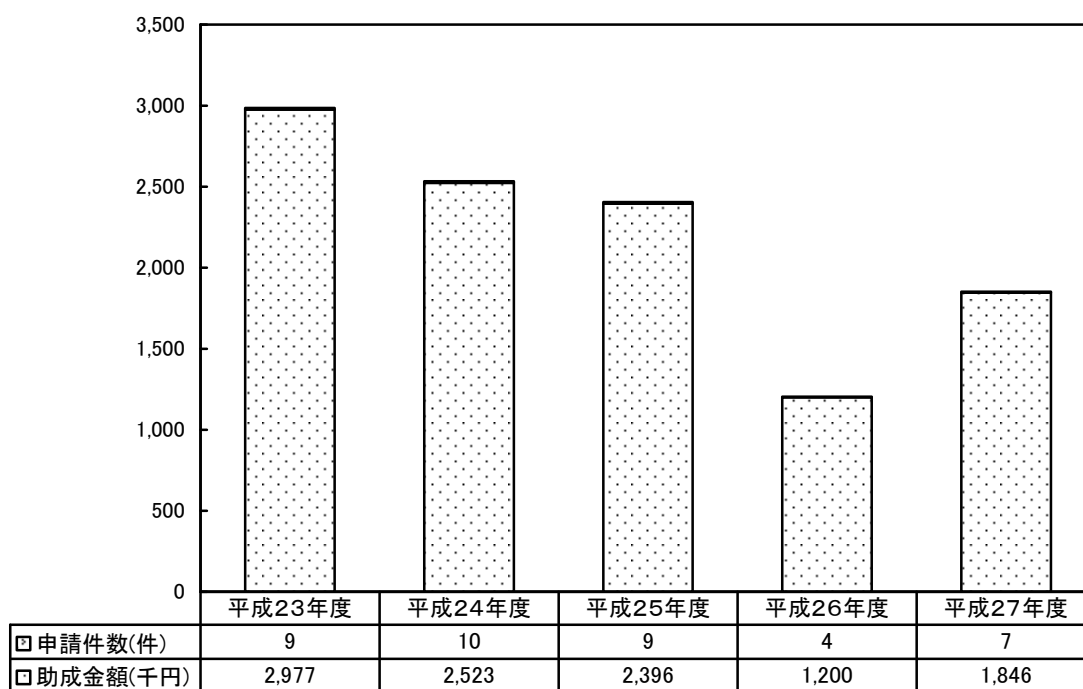


(5) 町単独事業

(心身障害者等通院交通費助成)



(高齢者等住宅改修費助成)



8 障がい者福祉施策の課題

(1) 障がい者への理解促進

障がいの有無にかかわらず、全ての人が住み慣れた地域で生活する共生型社会を実現するためには、障がい者や障がいそのものに対する町民の理解を促進し、支え合う意識の醸成が求められています。

(2) 交流機会の充実

地域社会活動への参加・参画は、障がい者が地域で生きがいのある生活を過ごすためには重要なものです。

障がいの有無にかかわらず、気軽に参加でき、楽しめるスポーツ・文化活動などの機会づくりが求められています。

(3) ボランティアの育成支援

障がい者が住み慣れた地域で生活するためには、地域住民の協力は必要不可欠なものです。そのため、社会福祉協議会等を中心として、ボランティアの育成を図るとともに、活動に対する支援を強化し、地域ぐるみで福祉に取り組む体制を整備することが必要です。

また、ノーマライゼーション理念の普及を図ることと、バリアフリー社会の実現に向けた体制整備のために、NPO法人を育成・推進することが必要です。

(4) 相談・情報提供体制の充実

障がい者やその家族等が困ったことや悩んでいることを身近に相談できる、相談しやすい体制の整備及び福祉サービスに関する情報の提供体制の充実が求められています。

(5) 障がい福祉サービス等の周知

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスは、個々の障がいの内容や勘案すべき事項を踏まえ個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」とに大別されており、児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援については、児童福祉法に規定されています。

障がい者や障がい児のニーズに合った障がい福祉サービス等を提供するため、情報の周知・制度の定着充実が求められます。

(6) 保健・医療サービスの充実

障がい者や障がい児が健康を維持・増進しながら、地域でいきいきと過ごすためには、保健・医療サービスの充実は必要不可欠であり、適切な支援や訓練等を提供するためには、障がいの早期発見及び早期対応できる体制を強化することが重要です。

また、自立支援医療制度は、心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度や町独自事業として、心身障害者等通院交通費助成制度がありますが、これらの制度のさらなる周知・普及が求められます。

(7) 生活環境の整備

重度身体障がい者の日常生活を容易にするため、浴室やトイレの改修、手すり設置等の住宅改修に対する助成が必要です。

(8) 防災・防犯体制の整備

障がい者が住み慣れた地域で、安心・安全に暮らすために、緊急時の避難経路の確保や、避難誘導體制の充実が求められています。また、悪質訪問販売等の消費被害に遭遇しないよう、情報提供や相談体制の充実が求められています。

(9) 福祉的就労の場の充実

障がい者が住み慣れた地域で生きがいを持って生活するため、企業での就労が困難な障がい者の就労の場としての機能とともに、日常的な相談支援や仲間づくり支援、社会経験の場づくりなど、支援の拠点となる施設の整備を図ることが必要です。

9 計画の基本理念と基本目標

(1) 基本理念

障がいの有無に関わらず、全ての人とともに豊かで、生きがいのある人生を送るために、一人ひとりが尊重し合い、助け合い、豊かで、自立した日々の生活を送れるような社会の実現を目指し、地域や関係団体などが一体となって取り組みます。

基本理念

「ふれあいと支えあいのある 安心して暮らせる やさしいまち」

(2) 基本目標

基本理念の実現を目指し、障がい者福祉施策を推進するために、次のとおり基本目標を定めます。

① 支えあい、ふれあえるまち

障がいの有無にかかわらず、全ての人がお互いを理解しあい、認め合い、支えあいながら、ふれあいを大切に、ともに生きるあたたかい心のまちづくりのため、障がい者や障がいそのものに対する理解を促進し、ともに活動し、支援する人づくり、体制づくりを推進します。

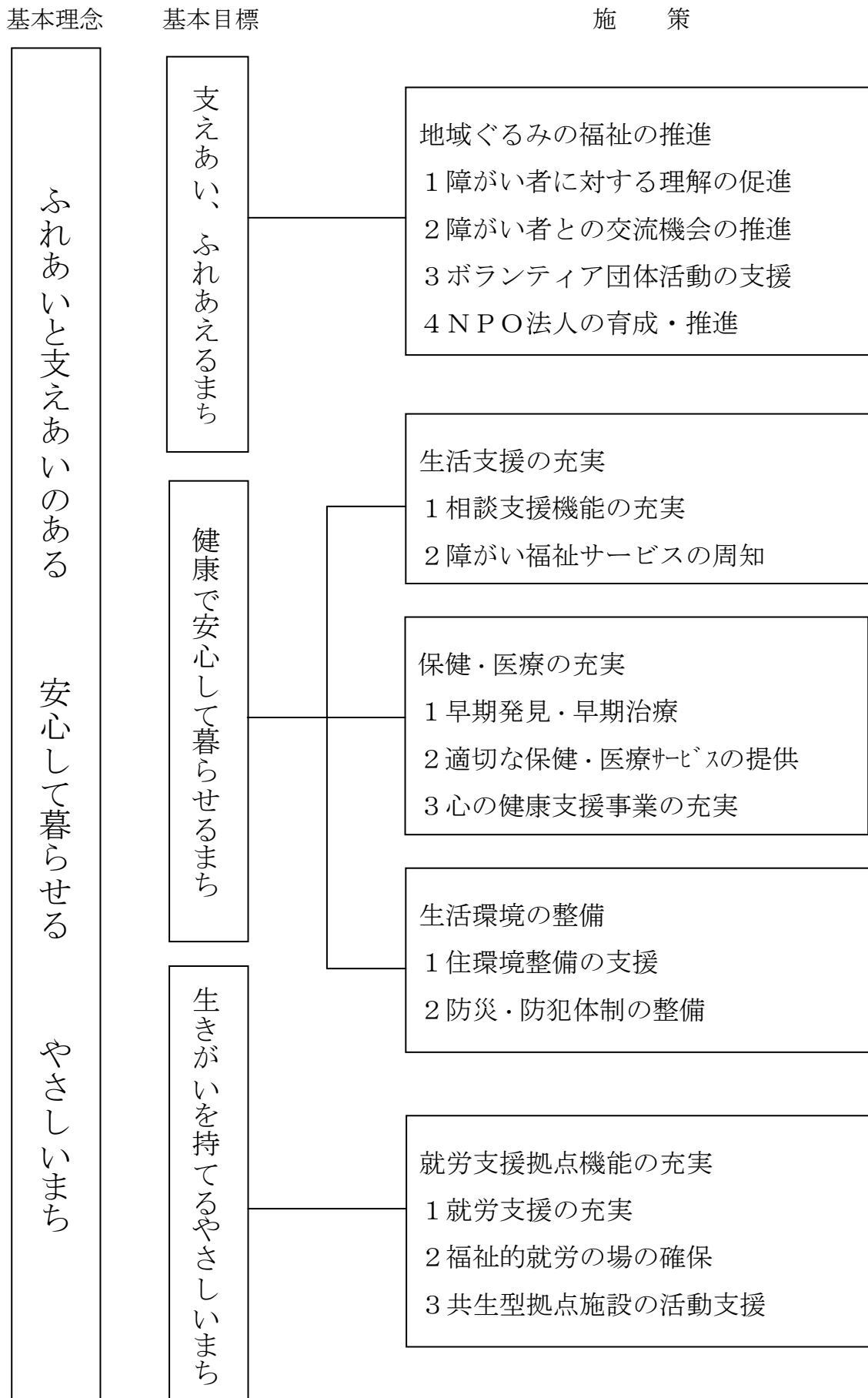
② 健康で安心して暮らせるまち

障がい者が健康でいきいきと暮らせるまちづくりのため、日常生活を支える支援サービスの充実、保健、医療の充実、防犯、防災体制の充実を図ります。

③ 生きがいを持てるやさしいまち

障がい者が地域社会の中で自立し、自分らしく生きるまちづくりを進めるため、創作的活動、地域交流活動などを推進します。

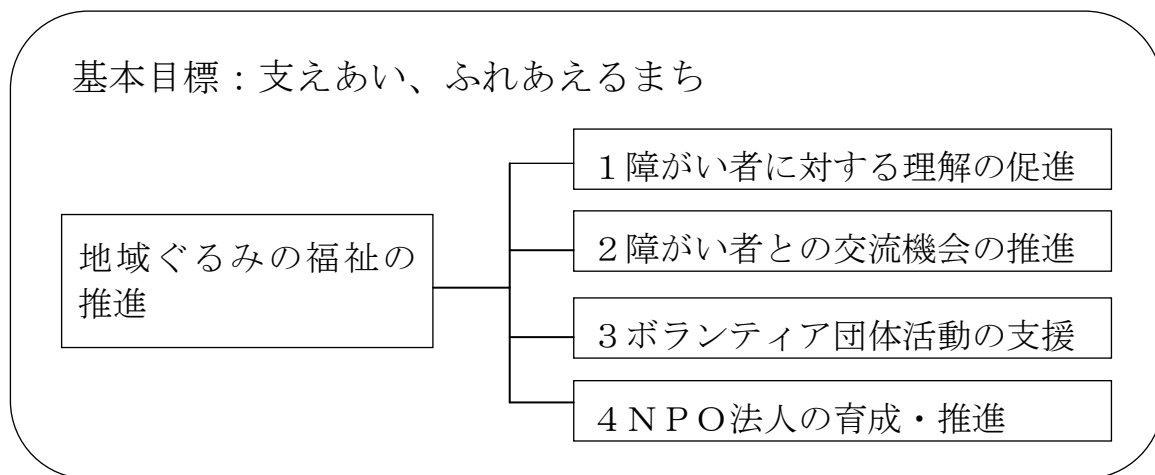
(3) 施策の体系



10 基本計画

(1) 地域ぐるみの福祉の推進

【施策の体系】



【基本方針】

町民すべてが、障がいの有無にかかわらず、ひとりの人間として尊重しあえる社会の形成が求められます。

そのため、各種イベント、教育の場、ボランティア活動、広報等の充実を図り、障がいのある人ない人との交流の輪を広げ、ノーマライゼーションの普及に努めます。

① 障がい者に対する理解の促進

障がいの有無にかかわらず、全ての人が住み慣れた地域で共に暮らす共生型社会を実現するためには、障がい者と障がいそのものに対する理解を深めることが重要です。

このため、様々な場面や機会をとおして、障がい者との交流の輪を広げ、理解促進、啓発活動を展開します。

また、障がい者が住み慣れた地域で、安心した生活が送れるよう、合理的な配慮に努めるとともに、地域や関係団体などと連携し、地域ぐるみの支援活動の推進を図り、「地域の福祉力」の向上に努めます。

② 障がい者との交流機会の推進

障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽に参加でき、楽しめるスポーツ・文化活動など交流機会の推進に努めます。

③ ボランティア団体活動の推進

町民が気軽にボランティア活動に参加できるよう情報の提供に努めます。

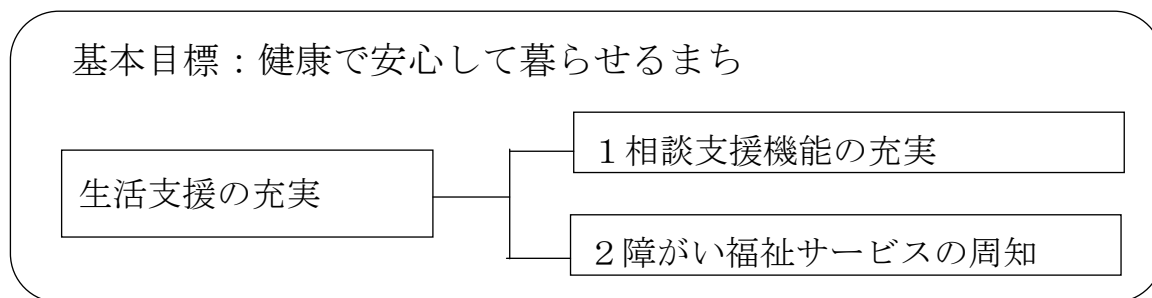
また、地域福祉活動の中核的な役割を担う社会福祉協議会と各種ボランティア団体との連携強化を支援するとともに、ボランティアの人材確保やリーダーの育成を図ります。

④ NPO法人の育成・推進

ノーマライゼーション理念の普及を図ることと、物理的・精神的両面における本当の意味でのバリアフリー社会の実現に向けて、NPO法人の育成と推進を図ります。

(2) 生活支援の充実

【施策の体系】



【基本方針】

障害者総合支援法は、「全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障がい者及び障がい児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を受けられることにより社会参加の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないことや障壁となるような事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを基本理念に必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行うこと」を明文化し、施行されました。この法律による障がい福祉サービスの体系を基本に、本町の状況に応じたサービスの種類・量を確保し、すべての障がい者及び障がい児に対して、豊かな地域生活の実現に向けた取り組みと適切なサービスの提供を推進していきます。

①相談支援機能の充実

障がい者の生活にきめ細やかなサービスを提供していくために、町や相談支援事業所等による相談体制の充実、本人・家族に対する福祉に関する相談機能の強化を図ります。

また、福祉関連業務に携わる町職員については、適切な業務を推進するため研修を通じてその専門性の確保に努めます。

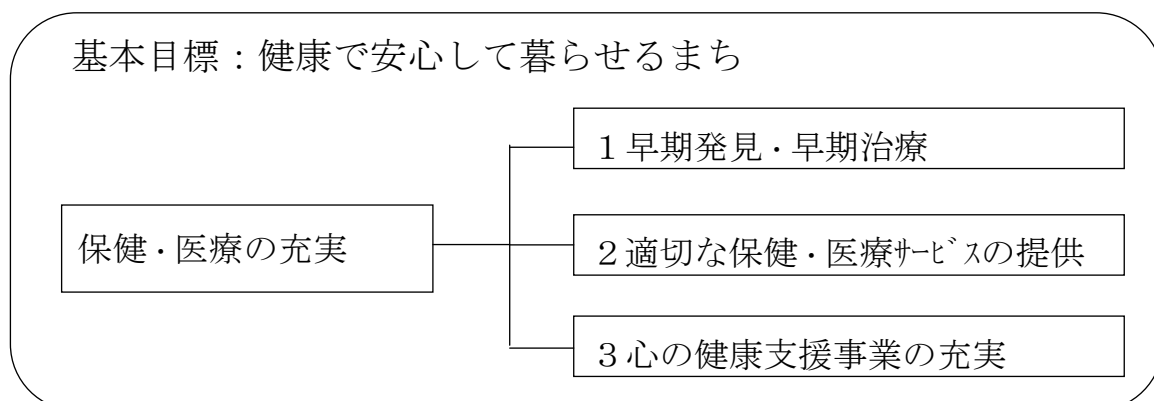
③ 障がい福祉サービスの周知

障害者総合支援法に基づき実施される障がい福祉サービスを、適切かつ効率的に提供できるよう情報の周知に努めます。

また、市町村事業である地域生活支援事業についても、積極的な実施に努め、福祉サービスの充実に努めます。

(3) 保健・医療の充実

【施策の体系】



【基本方針】

全ての町民にとって、健康で安心した生活を送るという願望は共通しています。障がい者においても、健康を保持し増進するための保健・医療の充実が重要な施策となります。このため、保健と医療の連携を深め、障がいの早期発見・早期治療・障がいの程度に応じた保健・医療サービスの充実に努めます。

①早期発見・早期治療

障がいの原因となる疾病等の適切な予防・早期発見・早期治療のため、各種施策を推進します。

- ・妊産婦の健康教育、保健指導及び健康診査、新生児や乳幼児に対する健康診査などを適切に実施します。
- ・学校、職場、地域での健康診査等の適切な実施を促進し、必要に応じて専門機関と情報共有を図るなど、連携強化に努めます。

②適切な保健・医療サービスの提供

自立支援医療など公費負担制度、通院通所交通費助成制度などの広報普及を図り、障がい者の保健・医療サービスの活用を促進します。

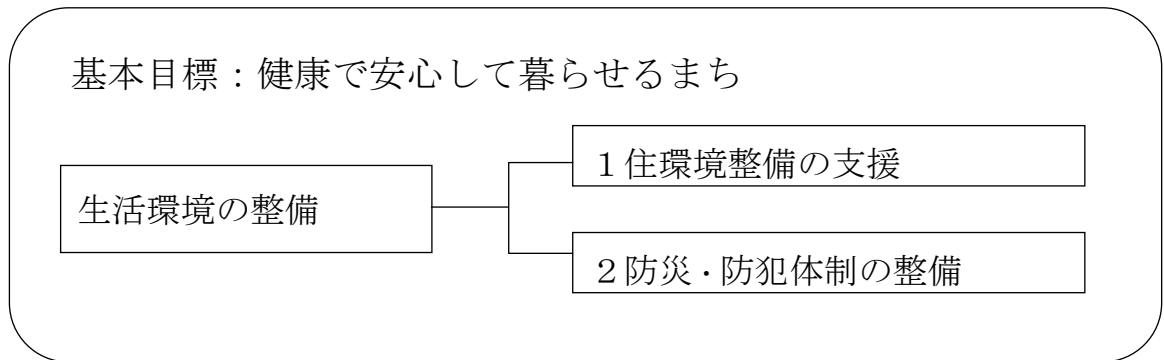
③心の健康支援事業の充実

心理機能の発達及び自立した社会生活の促進を図るため、当事者や保護者の不安や悩みについて、適切な助言や指導が行える相談支援体制の充実に努めます。

また、健康相談やカウンセリング等の機会の充実に努めます。

(4) 生活環境の整備

【施策の体系】



【基本方針】

障がい者が安心して安全に、住み慣れた地域で生活できるよう、住環境整備の支援、防災、防犯対策の充実を図ります。

①住環境整備の支援

障がい者が住み慣れた住居で、快適に継続して生活が送れるように、住宅改修費の助成を継続して行います。

②防災・防犯体制の整備

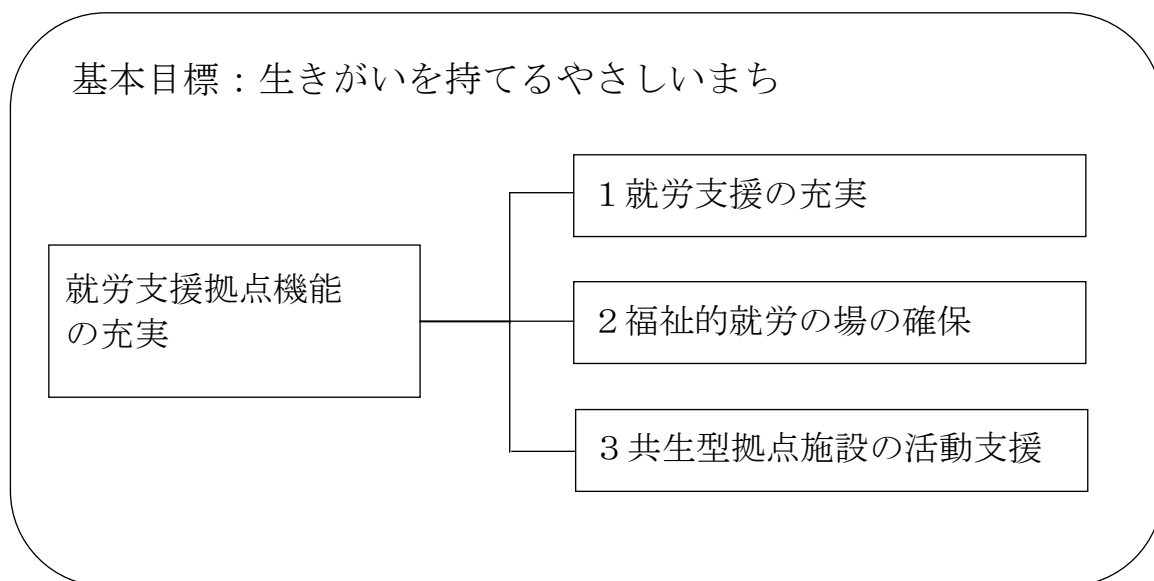
障がい者を災害から守るため、地域ぐるみでの安全の確保、関係団体との連携協力のもと、情報伝達、避難誘導、救助体制等の確立を推進します。

住み慣れた地域において、安心・安全に暮らすことができるよう、防犯対策の推進を図ります。

また、障がい者や認知症高齢者などが、悪質訪問販売等の消費被害に遭遇しないよう、消費生活に関する情報提供と消費生活相談等の体制の充実を図ります。

(5) 就労支援拠点機能の充実

【施策の体系】



【基本方針】

障がい者の自立と社会参加を促すために就労は不可欠です。

障がい者が生きがいをもって、安心して暮らせるよう、就労の支援及び福祉的就労の場の確保に努めます。

① 就労支援の充実

就労相談や情報提供の充実を図るとともに、障がいの種別・程度に応じた的確な就労を支援します。

② 福祉的就労の場の確保

障がい者の創作的活動や生産活動、社会との交流の場を提供する地域生活支援センターなどの福祉的就労の場の確保に努めます。

③ 共生型拠点施設の活動支援

「特定非営利活動法人置戸町くらしサポートたちつと」が運営する「置戸町共生型地域福祉拠点施設『キッチン木の実』」の活動を支援することにより、高齢者や障がい者、あるいは子どもまで他世代間の交流できる場の提供の確保及び共生型社会の実現するための中核的施設としての役割を定着させます。

1.1 計画の推進に向けて

本計画は、障がい者施策に関する基本的な考え方や方向性を示した基本的な計画であり、計画を推進するためには行政のみならず、障がい者、地域、関係機関など町民すべてがそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携、協力して取り組むことが必要であり期待するものです。

このようなことから、計画の基本的な考え方をはじめ、具体的な施策などについて、広く町民、関係者が理解し、共通の認識のもとで推進できるよう、積極的な普及啓発に努めます。

また、本計画の着実な推進を図るため、北海道、医療機関、その他関係機関との連携強化を図るとともに、計画の進捗状況、障がい者のニーズの把握、社会経済状況等の変化を的確に捉え、国・道の制度改正の動向を踏まえ、施策・事業の重点化を図り、関係部局が協力連携して事業を円滑に推進します。

第3期置戸町障がい者計画

平成29年3月発行

編集・発行

置戸町地域福祉センター

北海道常呂郡置戸町字置戸246番地の3

電話(0157)52-3333